

新しい農業者年金に加入しましょう♪

40歳を超えている皆様へ
積立年金で
生涯所得の確保を!

(32号)

大宜味村

農業委員会だより

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。



平成27年 6月 1日(月)
編集・発行 大宜味村農業委員会
☎0980-44-3477

農業委員会 6月予定表

日/(曜日)	内容
10日(水)	各種申請締切日
18日(木)	第10回執行部会
25日(木)	第10回農業委員総会
26日(金)	農業者年金研修会

全国農業新聞

購読料：月額600円
年間購読7,200円
発行：毎週金曜日
申込み：農業委員会事務局
連絡先：44-3477 担当：住

- ① **農業従事者なら誰でも加入できます。**
六十歳未満の国民年金一号被保険者であつて、年間六十日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。
- ② **新しい制度は、積立方式です。**
財政方式を積立方式に切り替えることにより、将来受給する年金は自らが積み立てる方式となっており、加入者・受給者数の変化などの影響を受けにくい長期に安定した制度になります。
- ③ **積立金は安全かつ効率的に運用します。**
積み立てられた保険料は農業者年金基金が安全かつ効率的に運用します。
- ④ **保険料に手厚い国庫助成があります。**
認定農業者等、一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、保険料(月二万円)の二割・三割または五割の国庫助成(政策支援)があります。
- ⑤ **保険料を事由に選択できます。**
国庫助成を受けない場合、保険料を月額最低二万円から最高六万七千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。

- ⑥ **税制面での優遇措置があります。**
保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付金についても公的年金等控除の対象となります。
- ⑦ **農業者老齢年金と特例付加年金があります。**
年金給付は、加入者自身が納めた保険料とその運用益を基礎とする「農業者老齢年金」、保険料の国庫助成分とその運用益を基礎とする「特例付加年金」があります。
また、加入者や受給者等が八十歳までに死亡した場合には、八十歳までに受け取るはずであった「農業者老齢年金」の現在価値相当額を死亡一時金として遺族が受給できます。「特例付加年金」については、死亡一時金はありません。
「特例付加年金」を受給する場合は、「農業者老齢年金」も併せて受給することになります。
- ⑧ **支給停止の緩和**
特例付加年金は農業経営を再開した時などに支給停止になりますが、旧制度に比べてその要件が



新しい制度になって、更に色々な特典がいっぱいありそうだよ!! 詳しい内容を、JA(農業協同組合)か農業委員会に聞きに行ってみようか。

まずは聞いたらいざー♪



農地法



シリーズ No.3



経営所得安定対策

平成27年度から対象者要件がかわります

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金(ゲタ対策)と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策(ナラシ対策)を実施しています。また、食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。米・麦・大豆等について、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るための事業です。

募集期間：平成27年6月30日まで
応募方法等、詳細については
大宜味村役場産業振興課に確認をお願い致します。
☎ 0980-44-3232



ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者となり、いずれも規模要件はありません。

ゲタ対策の面積払(営農継続支払)は、当年産の作付面積に応じて支払われえます。

ゲタ対策のそばについて、規格外品を交付対象外とするとともに、そばの取引実態を踏まえた新たな農産物検査規格を導入し、それに応じた交付単価を設定します。

ナラシ対策と、ゲタ対策や水田活用の直接支払交付金等で別々になっていた加入申請書は、1つにまとめて提出して頂くこととなります。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用賃借による権利又は賃貸権をいう。以下同じ)を移転した個人(その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き(農林水産省令で定める個人以外のものを除く)又はその一般承継人(農林水産省令で定める個人に限る。)

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づき使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関する第三条第一項の許可を申請している個人(当該申請に対するその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実に認められる個人を含む)

第15期 第9回総会議題結果報告(平成27年5月25日開催)

議案第21号	基盤強化促進法に基づく 利用権設定について	2件	可
--------	--------------------------	----	---

農業委員会活動風景



農地の相談
4/28



新規就農、農地賃貸相談
5/13



申請農地を総会前に担当が調査
(5/12)



あなたの畑、健康診断してみませんか！ ～土壌検診週間のお知らせ～

土は作物栽培に大切です。連作や肥料の多用で、土の成分は偏っているかもしれません。土壌検診は、いわば「土の健康診断」。定期的に土壌分析を受けることで、適正な作物栽培に活用しましょう。

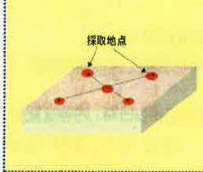
受付〆切：6月26日(金) (※土は乾燥・粉碎・ふるいまで)

〇希望される方は、農業改良普及課または最寄りのJA・市町村までお問い合わせください。(普及課担当：上田、與儀)

〇土壌を採取する場所について

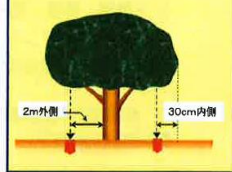
・一筆の畑で採土する場所

対角線上に圃場5カ所から採取します



・果樹等の場合

枝の先端から30cm内側の土壌を採取します。或いは樹幹から2m外側の土壌を採取します。



〇左の図のように、対角線上に五カ所の地点を選び、その地点から土壌を採取し、混合して代表土壌とします。
〇果樹園の場合は、代表的な樹を5本選び、枝の先端から30cm内側の土壌を採取するか、或いは樹幹から2m外側の土壌を採取します。
土壌に堆肥、化成肥料、作物残渣が混ざらない様に注意します。



相続の為、農地の所在を確認及び土地の相談
石垣島から来所 5/14



農地システムの打合せ 5/22



・執行部会
(5/18)
・農業委員総会
(5/25)

農家さん紹介コーナー



クガニーも楽しみですね♪



今月ご紹介する農家さんは、押川地区・青年新規農業者の屋我 信幸さんです。
栽培：シークワサー 面積：約1,000坪

実家の農業を継ぐため、沖縄市からご実家の押川に戻り、農業を始めて2年になります。

3箇所の畑でシークワサーの栽培をしています。以前は建築業の仕事をしていたので、農業のノウハウは従兄弟に教えてもらったとの事です。

体調のすぐれなかつたお父さんも、信幸さんが戻って来てからは、元気になったそうです！良かったですね♪

取材に同った時のシークワサーの木には、可愛らしい実が沢山実っていました！屋我さんも収穫時が一番うれしいと話してくれました。



簡単レシピで 夏をのりきりましょ～♪

夏の暑い日にピッタリなメニューを紹介致します。県産野菜をふんだんに利用しましょう！

サンサンクッキングさんのレシピをご紹介します

- 材料(2人分)
- 冷し沖縄そば 400g
 - 美ら人参 10g
 - ゴーヤー 20g
 - はんだま 5g
 - 玉ねぎ 10g
 - トマト 30g
 - モズク 30g
 - シークワサー果汁 100cc

1.野菜はそれぞれ食べやすい大きさに切る。(冷水につけ野菜をシャキッとさせる)野菜はそれぞれ食べやすい大きさに切る。(冷水につけ野菜をシャキッとさせる)

2.器にほぐした麺を敷き野菜、もずくを盛り付けし、シークワサー果汁をかけて召し上がり下さい。

3.鶏ささみや、カニカマボコなどトッピングするとより一層美味しく頂けます。

コツ・ポイント
具材はすべて沖縄県産のものです。沖縄県産は、ミネラルが豊富な土壌で育ち栄養価も高いのでお勧めです。

盛り付けのアレンジです。



農地台帳

全国農業新聞からのご紹介です



錯綜する農地の権利関係を明確に

新たな食料・農業・農村基本計画が策定された。農林水産のホームページにも同基本計画の概要パンフレットが提供されている。このパンフレットの表紙には「人口減少社会に向けての取組と地域の活性化のために」というサブタイトルがつけられている。

「これまで農業の生産現場については「高齢化」「担い手不足」「遊休農地の増加」という課題が挙げられてきたが、今後は社会全体の構造変化を踏まえることが求められているという示唆である。

とりわけ農地をめぐる課題は、人口減少と無縁ではない。かつて本誌でも「相続未登記農地」のルポを連載したことがあったが、団塊世代が60代半ばとなる中、今後はさらに増加が見込まれる。都道府県の中には、今年から相続未登記農地の実態調査を始めるところも出てきた。

「こうした中で、農地台帳は昨年4月の改正農地法の施行によって法定化された。

「この1年間、農業委員会は法定化にともなう新たな項目の整備を進めてきた。新たな項目の中には、利用状況調査や同改正法で新たに設けられた利用意向調査の結果なども記載されるようになっていく。

また、今年4月からは農地台帳の公表項目に限り、農業委員会事務局で一般に公表するとともにインターネットでも公表するよう義務付けられ、このための「全国農地ナビ」サイトがオープンした。

農地台帳の整備は、農業委員会の活動結果そのものが記載されているといっても過言ではない。またその作業は、利用状況調査をはじめとして大きな労力を要するものだ。不在村対策などは、所有者が遠方に住んでいる場合がほとんどであり、時間をかけて取り込むことも多い。全国農地ナビなどのIT技術の活用も効果的な手法の一つだ。

農地台帳は、今後さらに錯綜する農地の権利関係を明確にしていくことが求められている。

(全国農業新聞掲載)

H27年5月15日(金)